

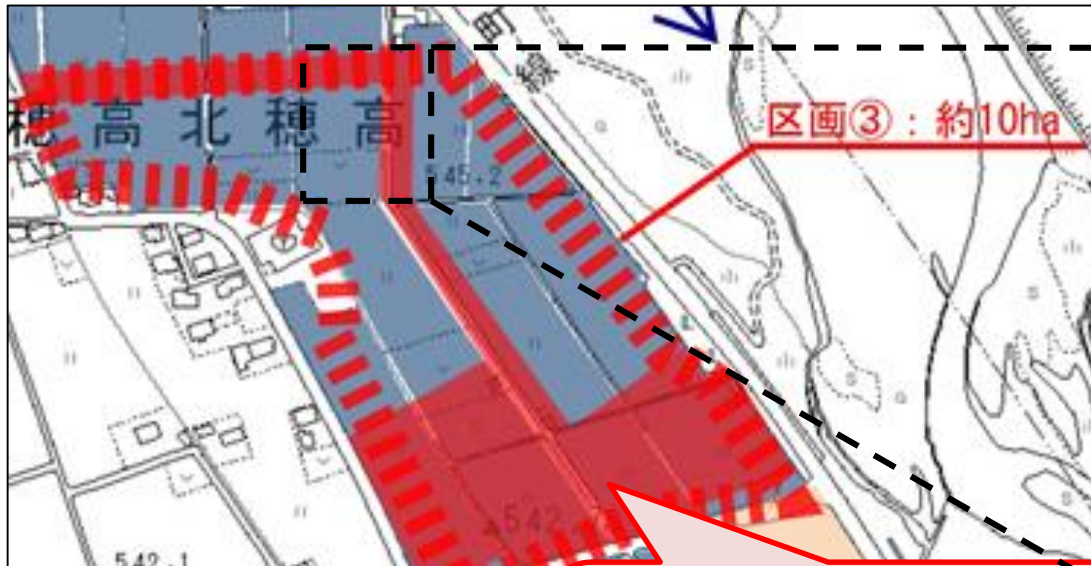
耕作者の皆様へ（耕作可能時期について）

【第1期の開発区域内の農地について】

- 令和8年秋（令和8年度の水稻栽培）まで耕作することが可能です。
- ただし、令和8年6月頃に予定している農地転用許可申請の手続きの際には、事前に貸借にかかる権利設定の解除手続きが必要となりますのでご協力をお願いいたします。
- 権利解除手続きについては、当市および開発事業者にてお手伝いさせていただきます。

【第1期開発の区域に含まれていない農地について】 ※区画③以外の区画も含む

- 令和8年の秋以降も、引き続き耕作することができます。
- 第2期以降の開発が確定しましたら、耕作可能時期を事前にお知らせいたします。

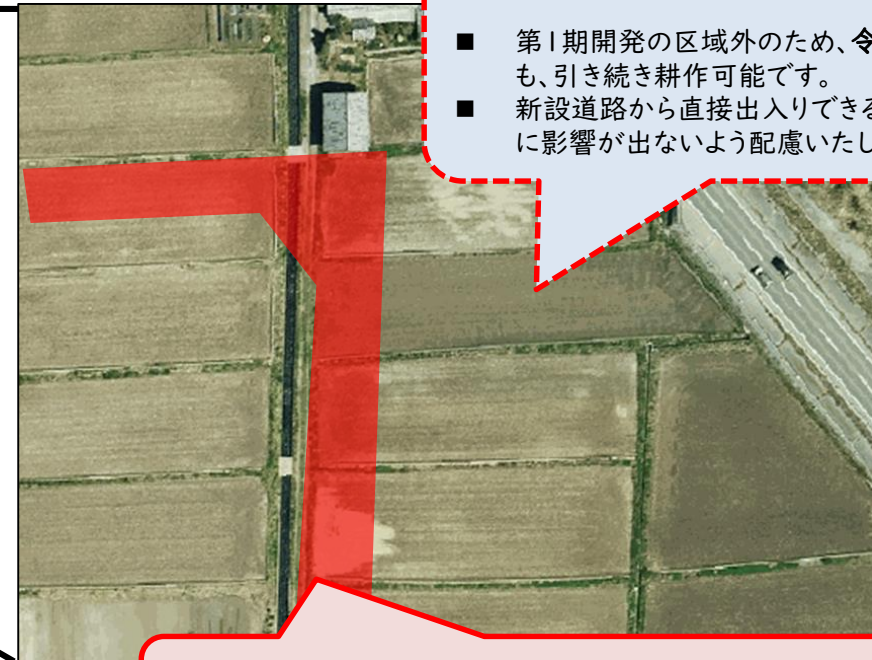


【第1期開発の区域に含まれない農地】 ※区画③以外の区画も含む

- 令和8年の秋以降も引き続き耕作可能です。
- 第2期以降の開発が確定しましたら、耕作可能時期を事前にお知らせいたします。

【第1期開発区域内】

- 令和8年秋まで耕作可能です。
- ただし、令和8年6月頃に予定している農地転用許可申請の際に貸借権解除の手続きが必要となりますのでご協力をお願いします。



【残地となる農地】

- 第1期開発の区域外のため、令和8年の秋以降も、引き続き耕作可能です。
- 新設道路から直接出入りできるよう整備し、営農に影響が出ないように配慮いたします。

【新設道路部分】

- 第1期の開発区域内のため、令和8年秋まで耕作可能です。